

臨時福祉特別給付金が支給されます

昨年、国会で税制改革の関連法律が成立し、この中で消費税の創設等が行われることとなりましたが、これに伴って、老齢福祉年金特別障害者手当の受給者の方などの生活の安定と福祉の向上及び低所得の在宅ねたきり老人などに対する在宅介護の支援に資するため、臨時福祉特別給付金（福祉給付金と介護福祉金）が支給されることとなりました。これは今回限りのものであり、支給対象者や支給の方法などは次のとおりです。

◎ 福祉給付金の支給対象者

一 平成元年二月一日（以下「基準日」という。）において、本年二月分の次のいずれかの年金又は手当を受給できる方

- (1) 老齢福祉年金
- (2) 障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当するもの
- (3) 遺族基礎年金のうち旧母子・準母子福祉年金に相当するもの
- (4) 児童扶養手当
- (5) 障害児福祉手当
- (6) 特別障害者手当
- (7) 福祉手当（経過措置分）
- (8) 原爆被爆者諸手当

- 二 基準日において本年二月分の特別児童扶養手当の支給対象となる障害児の方
- 三 基準日において七〇歳以上

◎ 介護福祉金の支給対象者

一 基準日において生活保護を受けている方、あるいは市民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯に属している方（本人又は本人の生計を維持している方が昭和六十三年度分の市民税を納めていないか又は、均等割の税額のみを納めている場合）で次のいずれかに該当する方

- (1) 基準日において六ヶ月以上（昭和六十三年八月一日以前から）継続して、ねたきり又は痴呆等の状態で常時の介護を必要とする六十五歳以上の方（大正十三年二月一日以前生まれの方）
- (2) 本年二月分の障害児福祉手当、特別障害者手当又は福祉手当（経過措置分）を受給できる方

四

一〜三に該当する場合でも、基準日において生活保護を受けている方や社会福祉施設に入所の方にはそれぞれの制度において別に対応措置（生活保護費に一万円を加えて支給など）がとられるため、福祉給付金は支給されません。

◎ 受給の方法

一 臨時福祉特別給付金受給申請書に記入して三月十五日までに最寄りの民生委員を通じて福祉事務所へ提出して下さい。ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。

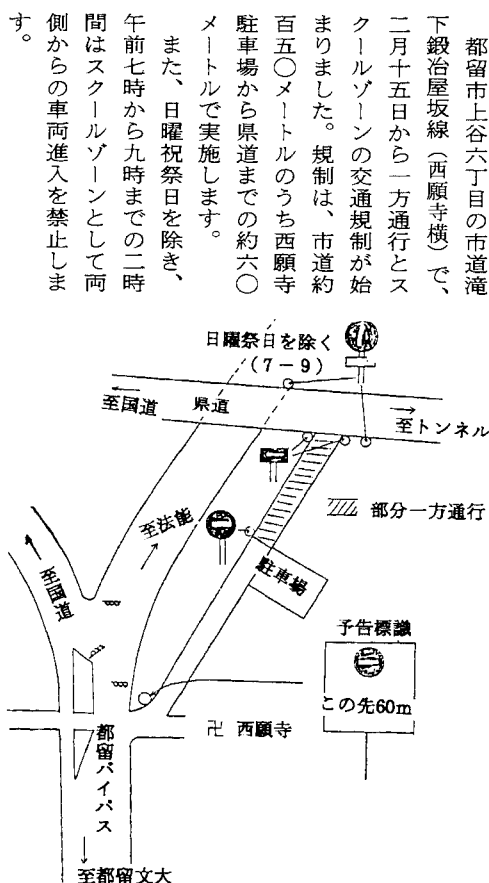
二 該当者には、近日中に民生委員を通じて申請書を配布いたしますが、申請書が配布されなくて該当すると思われる方は民生委員に相談下さい。

二 事後の事務手続を円滑に進めるため、申請書を提出する際に請求と領収を市長に委任していただく必要があるほか、市民税の課税状況について税務関係当局に照会することの同意や納税証明書の添付をしていただく場合もありますのでご注意ください。

◎ 支給額

福祉給付金
支給対象者一人につき 一万円
介護給付金
支給対象者一人につき 五万円
問合先 福祉事務所

都留・滝下鍛冶屋坂線 交通規制



山梨県ねん糸製造業最低賃金の改正

平成元年二月十九日付で、ねん糸製造業にかかる最低賃金が改正発効されました。

1. 適用する家内労働者
山梨県の区域内でねん糸製造業に係る業務に従事する家内労働者に係る業務に従事する家内労働者に適用する委託者
2. 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低賃金額
次の表の左欄に掲げる規格の区分に応じ、1キログラムにつき右欄に掲げる金額

	規		格		金 額
原系の種類	原系の太さ	よ り 方	1メートル当たりのより数		
アセテート	75デニール	双 よ り	下 よ り	6 5 0	2 3 5 円
			上 よ り	6 0 0	
アセテート 又はレーヨン	40デニール		下 よ り	7 0 0	4 0 0 円
			上 よ り	6 5 0	
キ ュ プ ラ			下 よ り	8 0 0	5 3 5 円
			上 よ り	7 5 0	
		下 よ り	9 0 0	7 0 0 円	
		上 よ り	8 0 0		
	30デニール	片 よ り	5 0 0以上	5 5 0以下	2 5 5 円
	75デニール				
ポリエステル	30デニール	双 よ り	下 よ り	8 0 0	6 2 0 円
			上 よ り	6 0 0	
レーヨン	120デニール		下 よ り	6 0 0	
		上 よ り	5 5 0		

備考 原系供給形態はコーンに限る。